

取引先各位

2020年4月9日
インプルーブ株式会社

緊急事態宣言に伴う対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、緊急事態宣言に伴うお取引先様の困難な状況を鑑み、当社は、本当の意味でのパートナー企業を目指す上において、この度、共に痛みを分かち合い、今後もお取引先様とより良いパートナーシップ関係でありたいと思い、緊急事態宣言発令都道府県に派遣する派遣先事業所に対し利益返納にて対応致します。

世間では派遣会社のマージン率は30%程度あるように思われておりますが、実際の所、派遣社員の給与や法定福利費やその他見えない経費、派遣会社の会社運営に関わる諸経費を差し引いた営業利益は1%~3%と言われております。当社も例外なく同じ様な利益率であり、現状厳しい台所事情ではありますが、下記期間を対象に請求金額の5%を請求時に相殺にて返納致します。

対象期間：2020年4月1日~2020年4月30日

返納対象事業所：緊急事態宣言発令都道府県に所在地がある派遣先事業所

ご不明な点などございましたら当社営業担当までお問合せ下さい。

敬具